第36号議案

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月20日提出

中間市長 福田 浩

中間市火災予防条例(昭和37年中間市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

- イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- ロ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「日本産業規格」の次に「(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20 条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が 定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した 標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業 規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の 規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の中間市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

改正後

(急速充電設備)

- (急速充電設備)
- 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長 (消防署長)が認める延焼を防止するための措置が講じられてい るものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあっ</u> ては、この限りでない。
 - <u>イ</u> <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面</u> するもの
 - ロ 分離型のものにあっては、充電ポスト
 - (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型の</u> ものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

改正前

- (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長 (消防署長)が認める延焼を防止するための措置が講じられてい るものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は</u> <u>覆われた外壁で開口部のないものに面するときは</u>、この限りでない。
- (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

 $(3)\sim(5)$ (略)

- (6) <u>コネクター</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) <u>コネクターが電気自動車等に接続され、</u>電圧が印加されている場合には、当該<u>コネクターが当該電気自動車等から</u>外れないようにする措置を講ずること。

(8)~(10) (略)

- (11) 急速充電設備を手動で<u>緊急に停止することができる装置を、</u> 当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作 することができる箇所に設けること。
- (12) <u>急速充電設備と電気自動車等</u>の衝突を防止する措置を講ずる こと。
- (13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置 を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものに あっては、この限りでない。

(14) · (15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、 当該蓄電池<u>(主として保安のために設けるものを除く。)</u>につい て次に掲げる措置を講ずること。

イ~ニ (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに 蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しな いこと。

<u>(18)</u> (略)

<u>(19)</u> (略)

 $(3)\sim(5)$ (略)

- (6) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合 には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に</u>電圧が印加されている場合には、当該<u>接続部が</u>外れないようにする措置を講ずること。

(8)~(10) (略)

- (11) 急速充電設備を手動で<u>緊急停止させることができる措置を講</u>ずること。
- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクター<u>(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)</u>について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14) · (15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、 当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ~ニ (略)

<u>(17)</u> (略)

<u>(18)</u> (略)

2 (略)

(避雷設備)

- 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格 <u>(産業標準化法 (昭和24年法律第185号) 第20条第1項の日本産業規</u> 格をいう。以下同じ。) に適合するものとしなければならない。
- 2 (略)

(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

- 3 第1項の消防長(消防署長)が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた 喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識 の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定 する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。)
- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識 を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せ て設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又

2 (略)

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格 に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第23条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、 別表第7に定めるものとしなければならない。
- 4 第1項の消防長(消防署長)が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた 喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識 の設置 (併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定 めるものとしなければならない。)

は日本産業規格 Z 8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格 Z 8210に適合するものとしなければならない。

5 <u>第3項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長(消防署長)が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 • 7 (略)

別表第7 削除

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長(消防署長)が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6·7 (略)

別表第7 (第23条関係)

表示の種類	図記号	色		
禁煙である旨の 表示		記号は黒、斜めの帯及び枠 は赤、地は白		

火気厳禁である 旨の表示	記号は黒、斜めの帯及び枠 は赤、地は白
喫煙所である旨 の表示	\$ 記号は黒、地は白